

附属機関等の運営に関する基本事項

(令和4年4月1日時点)

【所管局：建設局】

機関名称	東京都保管船舶処理委員会
機関種別	附属機関
設置根拠 法令等	東京都船舶の係留保管の適正化に関する条例（平成14年東京都条例第98号）第13条
設置年月日	平成15年10月14日
機関の目的 ・所掌内容	同条例の規定に基づき、重点適正化区域内に放置されている船舶を移動し、保管してから6か月を経過した際に、当該船舶の処理について意見を聞く。
委員数	7人 (うち、女性委員数 3人)
会議公開	一部非公開
会議を非公開とする場合の理由	個人のプライバシー保護のため
議事録公開	公開
議事録を非公開とする場合の理由	個人のプライバシー保護のため
備考	
HPのURL	https://www.kensetsu.metro.tokyo.lg.jp/jigyo/river/kanri/hokansenpaku/index.html
問い合わせ先	建設局河川部（港湾局と共管）指導調整課 電話番号：03-5320-5239 FAX番号：03-5388-1533